

# 伊勢茶振興計画～愛ある伊勢茶元気プラン～

## 1 計画の基本的な考え方

### (1)新しい計画の策定趣旨

平成23年策定(平成25年一部改定)の「三重県茶業振興の指針」について、これまでの成果や課題、茶業を取り巻く情勢の変化などを踏まえ全面的に見直し、伊勢茶振興に向けた新たな計画として策定

### (2)計画の期間

令和4年度～13年度の10年間。概ね5年毎、また情勢の変化等を踏まえ、見直す。

## 2 本県の茶産地の現状(指針に基づく、これまでの成果と課題)

### (1)伊勢茶生産の競争力強化と担い手の確保・育成

#### <成果>

#### ○生産規模の拡大及び茶園の集積

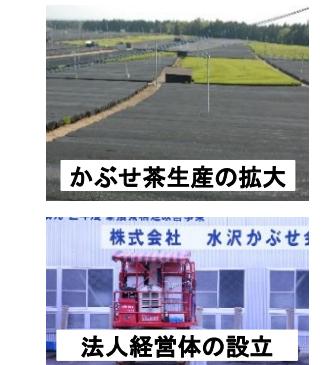
○茶の高付加価値化を図るための、6次産業化認定事業者の出現

○需要に対応し、「おおい茶」(かぶせ茶、碾茶、玉露)の生産を拡大

#### <課題>

◆経営環境の悪化により担い手数が大きく減少していることから、  
低コスト化や高付加価値化、複合化などにより、既存担い手農家の  
収益向上を図ることが必要

◆円滑な担い手確保に向けて、個々の経営の安定を図るとともに、  
共同化や法人化など、経営体の組織化に取り組むことが必要



### (2)伊勢茶の消費拡大と流通販売戦略の強化

#### <成果>

○伊勢茶認証店を通じ伊勢茶をPR、伊勢神宮など観光地で  
呈茶サービスを実施

○産地からの直接輸出に関して、(株)エイチ・アイ・エスとの連携により  
海外食品加工事業者に原料として輸出を促進

○輸出先国の残留農薬基準に対応した栽培暦を策定

#### <課題>

◆依然として、全国的に茶の消費が低迷。しかしながら、本県の1世帯あたりの茶の購入量は静岡県などに比べて少なく、県内消費には拡大の余地がある

このため、県内を中心に日本茶の消費拡大、伊勢茶の需要開拓などに取り組む必要

◆さらなる販路の開拓として、海外への輸出にも取り組む必要



R2	三重県	静岡県
直近3か年茶平均購入量	1,137g	2,198g

### (3)安全安心な伊勢茶の確保

#### <成果>

○国際水準GAPの認証取得を促進(R2年度末51経営体186農場)

○有機JAS認証(15件)、みえの安心食材表示制度の登録(26件)を促進

#### <課題>

◆国際水準GAP団体認証や有機JAS認証の取得拡大、それらを生かした取引拡大が必要

◆安全・安心や歴史・文化を合わせた食育や地産地消の推進が必要



## 3 茶業を取り巻く情勢の変化

■社会のDXの進展

■SDGsの実現に向けた取組の加速化、脱プラスチック、脱炭素化の取組の進展

■テレワークなど、新しい生活様式の定着加速

■茶における消費者ニーズの多様化

■消費者の購入先の変化(茶専門店→スーパー)

■世界的な緑茶消費の増加や有機栽培茶等の輸出拡大

■遅霜や干ばつの発生など気候変動への懸念

## 4 本県茶業のめざすべき姿と基本的な取組方向

### (1)めざすべき姿の考え方

持続可能で元気な茶業の実現と県民が誇りに思える伊勢茶産地づくりに向け、次の姿の実現をめざす。

◇意欲ある茶業経営体がそれぞれの実情に応じた経営戦略に基づき、**安定した収益を確保**するとともに、**実需者ニーズに的確に対応できる流通体制が整備され、海外も含めて販路が拡大**している姿。

◇県内において、飲用のための伊勢茶の商品が拡大するとともに、伊勢茶を活用した加工品や料理、サービスなどの提供を通じて、**県民の伊勢茶への愛が深まり、伊勢茶の消費が拡大**している姿。

### (2)基本的な取組方向

めざすべき姿の実現に向けた基本的な取組方向として、

取組方向 I -1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大

取組方向 I -2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化

取組方向 II 県民運動による伊勢茶の消費拡大の推進

を設定し、「所得向上」と「消費拡大」の両輪で取組を進めます。

## 5 目標指標及び具体的な取組内容

### (1)目標指標の設定

	指標	現状	目標(R13)
◎茶の認定農業者のうち、他産業従事者と同程度以上の農業所得がある者の割合	35.8%(R2)	60.0%	
○茶園の将来の利用についての具体的な合意形成が図られている集落数	3集落(R3)	53集落	
◎直近3か年の1世帯あたりの茶の平均購入量 (3か年については暦年により計算)	1,137g(R2)	1,610g	
○伊勢茶の消費拡大に協力していただく店舗・事業者数	422箇所(R3)	700箇所	

### (2)具体的な取組内容

取組方向	主な取組
I -1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大	<p>①持続可能な経営体の育成 ・低コスト大規模経営や多角経営、複合経営などそれぞれのタイプに応じた経営体の育成</p> <p>②新規就農者や多様な担い手の確保・育成 ・新規就農者の確保に向けた労働環境や人材育成体制の構築</p> <p>③生産効率の高い生産基盤づくり ・茶園の集約・集積、品種分散等を図るとともに、スマート茶業技術の実証普及、耕作放棄茶園の発生を防ぐための他作物の導入促進</p> <p>④多様なニーズに対応できる生産体制の整備 ・国内外の実需者ニーズに対応したお茶の生産体制整備及びGAP団体認証取得推進</p>
I -2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化	<p>①市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大 ・茶市場における販売機能強化及び国際認証の取得推進</p> <p>②輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備 ・輸出に対応できる流通販売体制の整備及び伊勢茶産地からの直接輸出体制の構築</p>
II 県民運動による伊勢茶の消費拡大の推進	<p>①茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大 ・県職員やJA職員、三重県茶業会議所等の伊勢茶営業マンによる消費拡大運動の展開</p> <p>②消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案 ・消費者や事業所等におけるティーバッグとマイボトル等の活用促進</p> <p>③小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進 ・伊勢茶認証店や地物一番協力店舗、飲食店等との連携促進による地産地消の推進</p> <p>④県外における伊勢茶の認知度向上 ・県外の様々なチャンネルを活用した消費者の認知度向上</p> <p>⑤食育活動の推進 ・食育の推進による伊勢茶を誇りに感じる県民の拡大</p> <p>⑥伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信 ・博物館など文化施設を活用した伊勢茶の歴史・文化の発信</p>

## 6 計画の推進体制

計画に基づく取組については、県をはじめ、三重県茶業会議所、三重茶農協、JA全農みえ、JA、市町などが連携し、オール三重で推進する。

特に、短期集中的に取り組む必要のある重点課題については、プロジェクトを設置して取り組む。

# 伊勢茶振興計画の取組内容

## 取組方向 I-1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大

### ①持続可能な経営体の育成

- 製茶工場の有無や経営面積、販売体制などそれぞれのタイプに応じた経営体の育成
- <低コスト大規模経営>茶園の集約化等による低コスト化
  - ・「人・農地プラン」、農地中間管理事業を活用した茶園の集積・集約化
  - ・芽売り農家との連携強化による計画的な栽培管理

### <自販等多角化経営>高付加価値化による収益向上

- ・特長のある品種の導入による、リーフやティーバッグ商品、加工品の開発の促進

### <他品目との複合経営>他の品目の生産とあわせた経営の継続

- ・JA等と連携し、野菜などの新品目における共同出荷体制の構築

### 茶経営発展の方向

それぞれのタイプの経営体の発展を進める必要



### ②新規就農者や多様な担い手の確保・育成

- ・法人等の経営者への労働環境や人材育成体制の整備に向けた人づくりの意識啓発
- ・就業フェア、インターンシップ等を活用した新たな担い手確保及び研修技術支援等による就農者の定着化支援
- ・次代を担う経営者を育成する人材育成
- ・農繁期における労働力不足に対応する多様な働き手(若者や女性、障がい者、兼業・副業者など)を活用する仕組みの構築

### ③生産効率の高い生産基盤づくり

- ・茶園の集約化に合わせた改植、新品種の導入推進
- ・契約栽培を活用した生産者に対する栽培技術支援
- ・国事業活用による、老朽化した茶園管理機や工場機械の計画的な整備支援
- ・研究開発、実証普及を通じたスマート技術による茶園のリモート把握、生育・摘採・防除適期予測の取組推進
- ・茶業経営の継続に向けた、他作物の導入促進

### ④多様なニーズに対応できる生産体制の整備

- ・消費者ニーズに対応した、簡便な形で飲めるティーバッグ、粉末茶等の商品開発の促進
- ・海外向け防除の確実な実施にむけたゾーニングやローテーション防除の実証推進
- ・有機栽培茶生産の拡大に向けた、省力的な栽培技術の実証推進
- ・国際水準GAP認証における、内部統制機能の向上を図る団体認証の取得及び、栽培履歴等情報整理のRPA化の推進

## 取組方向 I-2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化

### ①市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大

- ・市場価格の維持・向上を図るための市場の活性化に向け、取引方法や市場の集約化も含めた運営方法の合理化について検討
- ・既存取引先への販売拡大や販路拡大等市場の斡旋強化の推進
- ・国際水準GAPや有機JAS認証の取得推進

### ②輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備

- ・輸出向け防除により生産された茶の情報を包括的に把握する仕組みなど、輸出に即応できる体制づくりを推進
- ・輸出事業者と連携した伊勢茶輸出プロジェクトによる新たな海外販路開拓を通じた、産地からの直接輸出体制の構築

## 取組方向 II 県民運動による伊勢茶の消費拡大の推進

### ①茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大

- ・県職員やJA職員、三重県茶業会議所等の伊勢茶営業マンによる消費拡大運動の展開
- ・様々な機会をとらえた県民への情報発信による、伊勢茶の露出拡大

### ③小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進

- ・県内量販店や伊勢茶認証店等と連携し、継続的な伊勢茶PRの実施
- ・飲食店や観光事業者等との連携による、飲用としての伊勢茶の提供や、伊勢茶を活用した料理、サービスの提供の促進



飲食店での活用  
(伊勢茶ハイ)

### ②消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案

- ・ティーバッグ等マイボトルの活用につながる商品や、伊勢茶を活用した新たなサービスの開発を促進
- ・伊勢茶の楽しみ方等を積極的に発信する「伊勢茶アンバサダー」の活動促進による県民の伊勢茶への愛着度の向上
- ・産地と消費者との交流を図るお茶ツーリズムの促進
- ・カテキンなどお茶に含まれる機能性に注目した商品開発の推進



伊勢茶マイボトルキャンペーン

### ④県外における伊勢茶の認知度向上

- ・三重テラス等において県外の消費者に対し、伊勢茶の魅力を発信
- ・県外のホテル、レストラン、交通関連企業など様々なチャンネルを活用した消費者の認知度向上

### ⑤食育活動の推進

- ・茶文化継承と家庭でお茶に親しむ習慣づけに向けた子どもを対象としたお茶の淹れ方教室実施
- ・小学校の児童等に対し、品質の高いお茶産地としての誇りを醸成する地域産業としての伊勢茶を学習する機会の拡大

### ⑥伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信

- ・歴史や食文化を生かした商品やサービスを創出する取組支援
- ・博物館など文化施設を活用した伊勢茶の歴史・文化の発信



博物館展示資料

## プロジェクトの推進体制と取組

### 1 産地構造改革プロジェクト(県域・地域)

- 構成: 県、市町、JA、JA全農みえ、三重県農林水産支援センター、三重茶農協

### ■プロジェクトの取組

- ・プロジェクトの全体計画、地域計画の策定、取組の進捗管理
- ・「人・農地プラン」を活用した担い手の明確化と茶園の集約
- ・輸出対応防除に係る茶園のゾーニング
- ・複合経営に向けた野菜等新規品目の導入

### 2 伊勢茶輸出促進プロジェクト(県域)

- 構成: 県、生産者、茶商、JA全農みえ

### ■プロジェクトの取組

- ・プロジェクトの企画・運営
- ・取組の進捗管理
- ・既存輸出先での販路拡大及び新規販路開拓
- ・ゾーニングやローテーション防除、有機栽培など輸出に対応できる茶の生産拡大

### ■事業者との連携

- ・輸出事業者との連携・調整

### 3 消費拡大県民運動プロジェクト(県域)

- 構成: 県、伊勢茶推進協議会、茶業会議所

### ■プロジェクトの取組

- ・プロジェクトの計画の策定
- ・取組の進捗管理
- ・マイボトルキャンペーンの展開
- ・食育の推進
- ・地産地消の取組拡大
- ・博物館等での歴史・文化に係る情報発信

### ■事業者との連携

- ・飲食店や観光施設における伊勢茶や伊勢茶を活用した料理、サービスの提供推進

短期集中的に取り組む重点課題については、上記プロジェクトを設置して取り組むこととします

## 背景

・国（環境省）は、国立・国定公園において、地方自治体や関係事業者等による地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、保護のみならず、利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」を実現するため、「自然公園法」を令和3年5月に改正、令和4年4月1日に施行。

## 「自然公園法」の主な改正内容

- (1) 「自然体験活動促進計画制度」の創設
- (2) 「利用拠点整備改善計画制度」の創設
- (3) 餌付け行為への規制や違反行為への罰則強化

## 「三重県立自然公園条例」改正の必要性

近年、自然や健康への関心の高まりから、県立自然公園の利用は拡大傾向にあることから、県立自然公園においても「保護と利用の好循環」を実現し、適正な保護とさらなる利活用の促進を図るため、条例の改正が必要。

## 「三重県立自然公園条例」の主な改正内容

「自然公園法」の改正内容に準じ改正。

### (1) 「自然体験活動促進計画制度」の創設



協議会が作成した計画が認定されると許可不要の特例を受けられる仕組みにより、地域関係者が一体となって行う魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供等が進み、県立自然公園の利活用が促進

### (2) 「利用拠点整備改善計画制度」の創設



協議会が作成した計画が認定されると認可不要の特例を受けられる仕組みにより、地域関係者が一体となって行う廃屋の撤去や跡地を活用した拠点整備、景観デザインの統一等が進み、県立自然公園内における自然と調和した街並みづくりが促進

### (3) 餌付け行為への規制や違反行為への罰則強化



野生生物への餌付け行為に対する規制や、植物の違法採取、伐採といった違反行為に対する罰則の強化により、県立自然公園内の豊かな自然環境を確保

## 施行予定年月日

令和5年4月1日施行予定